

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成22年 1月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 8 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「位置」の次に「、障害種」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	位 置	障害種	部 科	修業年限	学科
沖縄県立沖縄盲学校	南風原町字兼城	視覚障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
			専攻科	3年	保健理療科 理療科
沖縄県立沖縄ろう学校	北中城村字屋宜原	聴覚障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立名護特別支援学校	名護市字宇茂佐	知的障害 肢体不自由	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立大平特別支援学校	浦添市大平	知的障害	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
久米島高等学校分教室	久米島町字嘉手苅	知的障害	高等部	3年	普通科
沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立西崎特別支援学校	糸満市西崎	知的障害	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立宮古特別支援学校	宮古島市平良字狩俣	知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立八重山特別支援学校	石垣市字宮良	知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱	幼稚部	1年、2年、3年	
			小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場	知的障害	高等部	3年	普通科
中部農林高等学園分校 教室	うるま市字田場	知的障害	高等部	3年	普通科

南風原高等 学校分教室	南風原町字津嘉 山	知的障害	高等部	3年	普通科
沖縄県立桜野特 別支援学校	名護市字宇茂佐	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立泡瀬特 別支援学校	沖縄市字比屋根	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立鏡が丘 特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由 病弱	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
浦添分校	浦添市字経塚	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
浦添分教室	浦添市字経塚	肢体不自由	高等部	3年	普通科
沖縄県立那覇特 別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄県立森川特 別支援学校	西原町字森川	病弱	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

規則概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、学校教育法第73条において特別支援学校については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行う障害種を明らかにするものとするとされていることから、規則改正を行う必要がある。
- (2) 県立特別支援学校編成整備計画において、名護特別支援学校は知的障害と肢体不自由、鏡が丘特別支援学校は肢体不自由と病弱、宮古特別支援学校と八重山特別支援学校は、知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱の複数障害に対応する学校として示された。
- (3) 県は特別支援教育の理念に沿って、障害のある子とない子がともに学ぶ「ノーマライゼーション」の進展を図るため、知的障害特別支援学校高等部分教室の高等学校への設置に係る調査研究に取り組むことになった。
- (4) 平成21年10月県教育委員会の平成22年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員を定める規則において、大平特別支援学校の久米島高等学校分教室及び沖縄高等特別支援学校の中農林高等学校分教室、南風原高等学校分教室を含む定員が定められ、そのための規則改正を行う必要がある。
- (5) 平成9年4月1日鏡が丘特別支援学校浦添分教室が設置されたが、分教室については規則で定めることが法定されておらず明示されていなかった。今回3分教室が新たに設置されることに伴い、規則で明示することとした。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則第3条において、当該学校が行う教育の「障害種」を新たに明示することとし、別表において、大平特別支援学校の久米島高等学校分教室及び沖縄高等特別支援学校の中農林高等学校分教室及び南風原高等学校分教室、鏡が丘特別支援学校浦添分教室の項を新たに挿入する改正を行う。

(2) この規則は、平成22年2月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第73条

5 関係各課との調整状況

総務課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）

改正案

(名称、位置、修業年限等)

第3条 学校の名称、位置、障害種、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるとこ
ろによる。

別表（第3条関係）

名称	位置	障害種	部	科	修業年限	学科
沖縄県立 沖縄盲学校	南風原町字兼城	視覚障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
沖縄県立 沖縄ろう学校	北中城村字屋宜原	聽覚障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
沖縄県立 名護特別支援学校	名護市字宇茂佐	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
沖縄県立 美咲特別支援学校	沖縄市美里	知的障害	幼稚部		1年、2年、3年	
			小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

別表(第3条関係)

名称	位置	部	科	学科	修業年限
沖縄県立 沖縄盲学校	南風原町宇 兼城	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科 保健科 療科	1年、2年、3年 6年 3年	1年、2年、3年
沖縄県立 沖縄ろう 学校	北中城村宇 屋宣原	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6年 3年	1年、2年、3年
沖縄県立 名護特別 支援学校	名護市宇宇 茂佐	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6年 3年	1年、2年、3年
沖縄県立 美映特別 支援学校	沖縄市美里	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科	1年、2年、3年 6年	3年

(名称、位置、修業年限等)

第3条 学校の名称、位置、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

行
瑣

21

(新旧対照表 1 ページ)

中部農林高等専門学校	うるま市字山場	知的障害	高等部	3年	普通科
高専分校教室	山場		高等部	3年	普通科
南風原高等学年分校室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部	3年	普通科
沖縄県立桜野特別支援学校	名護市字佐茂	肢体不自由	小学部	6年	
沖縄県立泡瀬特別支援学校	沖縄市字比屋根	肢体不自由	小学部	3年	普通科
沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由	小学部	6年	
浦添分校	浦添市字経塚	肢体不自由	小学部	6年	
浦添分校教室	浦添市字経塚	肢体不自由	小学部	6年	
沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
沖縄県立森川特別支援学校	西原町字森川	病弱	小学部	6年	

沖縄県立名護市字宇茂佐	名護市字宇茂佐	小学部	6年
沖縄県立泡瀬特別支援学校	沖縄市字比屋根	小学部	3年
沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添市当山	小学部	6年
浦添分校	浦添市字経塚	小学部	6年
浦添分校教室	浦添市字経塚	小学部	6年
沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	小学部	6年
沖縄県立森川特別支援学校	西原町字森川	小学部	6年